

令和7年度山形市移住支援金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 市長は、山形県版総合戦略（平成27年10月山形県策定）及び山形市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和7年3月策定）に基づき、山形市内への移住・定着を促進し、及び中小企業等における人手不足の解消を図るため、山形県と共同して行う山形県移住支援事業及びマッチング支援事業において、東京圏から山形市に移住した者がマッチング支援対象の求人に就業した場合、起業支援金の交付決定を受けた場合等において、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において移住支援金（以下「支援金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の区域のうち、東京23区及び条件不利地域を除いた区域をいう。
- (2) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区の区域をいう。
- (3) 条件不利地域 別表に規定する区域をいう。
- (4) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第83条に規定する大学（法第86条に規定する通信による教育を行う学部及び放送大学学園法（平成14年法律第156号）第2条第1項に規定する放送大学を除く。）、法第83条の2第1項に規定する専門職大学、法第97条に規定する大学院、法第108条第3項に規定する短期大学（同条第8項に規定する通信による教育を行う学科を除く。）、法第115条第1項に規定する高等専門学校、法第124条に規定する専修学校（法第125条第3項に規定する専門課程に限る。）その他これらに準ずるものと市長が認めるものをいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、支援金の交付の申請（以下「申請」という。）時点においてこの市に住民登録をしてから1年以内で、かつ、申請の日から起算して5年以上この市に継続して居住する意思を有している者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のいずれにも該当する者

ア この市に住民登録をするまでの10年間のうち、通算して5年以上、東京23区に在住し、又は東京圏に在住し雇用保険の被保険者、法人経営者若しくは個人事業主として東京23区に通勤していた者。ただし、東京圏に在住し、東京23区内の大学等に通学していた者であって、東京23区内の企業等に就職したもの（雇用保険の被保険者に限る。）にあつては、当該通学期間を当該在住期間及び

通勤期間に含めることができる。

イ この市に住民登録をする日の前日（東京圏から東京２３区に通勤していた者にあつては、当該住民登録をする日からその３か月前までのいずれかの日。第５条第２号において同じ。）まで引き続き１年以上、東京２３区に在住し、又は東京圏に在住し雇用保険の被保険者、法人経営者若しくは個人事業主として東京２３区に通勤していた者

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 移住支援事業を実施する山形県がその移住支援金の対象として公表している求人（以下「対象求人」という。）に就業し、かつ、次のいずれにも該当する者であること。

- (ア) 勤務地が埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（条件不利地域を除く。）以外の区域に所在すること。
- (イ) 就業者にとって３親等内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務に就いている法人への就業でないこと。
- (ウ) 週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (エ) 対象求人への応募日が、移住支援事業を実施する山形県がその移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載した日以後であること。
- (オ) 就業した法人に、申請の日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (カ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業（以下「プロフェッショナル人材事業等」という。）を利用して就業し、かつ、次のいずれにも該当する者であること。

- (ア) 勤務地が埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（条件不利地域を除く。）以外の区域に所在すること。
- (イ) 週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (ウ) 就業した法人に、申請の日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

ウ この市に住民登録をする前から所属する企業等の業務を引き続き行っている者であつて、次のいずれにも該当するものであること。

- (ア) 所属する企業等からの命令ではなく、自己の意思によりこの市に住民登録をし、この市を生活の本拠としていること。
- (イ) 令和７年４月１日以後に移住する場合にあつては、この市でテレワークによ

り勤務する（原則として、恒常的に通勤しない）こととし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。

- (ウ) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属する企業等から当該移住に係る資金を提供されていないこと。

エ 山形県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けた者であること。

オ 令和7年3月31日以前に移住した場合にあっては、この市に所在する大学等の教員であること。

カ 令和7年4月1日以後に移住する場合にあっては、この市に通算3年以上在住したことがあり、かつ、次のいずれかに該当する者であること。

(ア) この市に所在する大学等の教員であること。

(イ) この市において農林水産業に就業すること。

- (3) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (4) 日本人であること又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者の在留資格を有する者であること。
- (5) 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）を含む2人以上の世帯員のいずれもが、過去10年以内に申請者を含む世帯員としてこの市から支援金の交付を受けていないこと。ただし、支援金を全額返還した場合及び過去の申請時点において18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となった場合を除く。
- (6) その他山形県知事及び市長が支援金の交付の対象となる者として不適当と認める者でないこと。

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、次に掲げる額を合計した額とする。

- (1) 申請者が単身世帯の場合にあっては、60万円
- (2) 申請者が次のいずれにも該当する場合にあっては、100万円

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が、この市に住民登録をする前に同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が、申請時点において同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員のいずれもが、申請時点においてこの市に住民登録をしてから1年以内であること。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員のいずれもが、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

- (3) 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合にあっては、当該18歳未満の世帯

員 1 人につき 1 0 0 万円

(交付申請)

第 5 条 申請者は、規則第 5 条の規定にかかわらず、令和 7 年度山形市移住支援金交付申請書（別記様式第 1 号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、令和 8 年 1 月 3 0 日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の写真付き身分証明書（提示により本人が確認できる書類）
- (2) 世帯員全員の戸籍の附票の写し又はこの市に住民登録をする前の住民票の除票の写し（この市に住民登録をするまでの 1 0 年間のうち通算 5 年以上かつ当該住民登録をする日の前日まで引き続き 1 年以上、東京 2 3 区又は東京圏に居住していたことが分かるもの）
- (3) 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号及び名義人名が確認できるもの）
- (4) 東京 2 3 区で勤務していた企業等の就業証明書等（東京 2 3 区での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類）（東京圏から東京 2 3 区に雇用保険の被保険者として通勤していた者に限る。）
- (5) 開業届出済み証明書等（東京 2 3 区での在勤地を確認できる書類）（東京圏から東京 2 3 区に法人経営者又は個人事業主として通勤していた者に限る。）
- (6) 個人事業等の納税証明書等（東京 2 3 区での在勤期間を確認できる書類）（東京圏から東京 2 3 区に法人経営者又は個人事業主として通勤していた者に限る。）
- (7) 東京 2 3 区内の大学等に在学していたことが確認できる書類（第 3 条第 1 号アただし書の規定に該当する者に限る。）
- (8) 就業証明書（一般用）（別記様式第 2 号）（対象求人に就職した場合に限る。）
- (9) 就業証明書（プロフェッショナル人材事業等用）（別記様式第 3 号）（第 3 条第 2 号イに該当する者に限る。）
- (10) 就業証明書（テレワーク用）（別記様式第 4 号）（第 3 条第 2 号ウに該当する者に限る。）
- (11) 就業時間証明書（テレワーク用）（別記様式第 5 号）（第 3 条第 2 号ウに該当する者のうち個人事業主及びフリーランスとして就業している者に限る。）
- (12) 起業支援金の交付決定通知書の写し（第 3 条第 2 号エに該当する者に限る。）
- (13) この市に所在する大学等の教員であることが確認できる書類（第 3 条第 2 号オ及びカ^アに該当する者に限る。）
- (14) この市において農林水産業に就業していることが確認できる書類（第 3 条第 2 号カ^イに該当する者に限る。）
- (15) 在留カード又は特別永住者証明書の写し（第 3 条第 4 号に規定する外国人である場合に限る。）
- (16) その他市長が必要と認める書類

(交付申請の内容の変更等)

第 6 条 支援金の交付決定を受けた者は、申請の内容を変更し、又は支援金の受給をと

りやめようとするときは、規則第7条第1項第1号又は第2号の規定により、あらかじめ令和7年度山形市移住支援金交付申請内容変更等承認申請書（別記様式第6号。次項において「交付申請内容変更等承認申請書」という。）に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、交付申請内容変更等承認申請書の提出があった場合において、その内容が申請の内容を変更しようとするものであるときは令和7年度山形市移住支援金交付申請内容変更承認通知書（別記様式第7号）により、その内容が支援金の受給をとりやめようとするものであるときは令和7年度山形市移住支援金交付決定取消通知書（別記様式第8号）により、当該交付申請内容変更等承認申請書の提出を行った者に通知するものとする。

（実績報告書）

- 第7条 規則第13条の規定にかかわらず、第5条の規定による申請をもって、規則第13条の規定による報告に代えるものとする。

（支援金額確定通知）

- 第8条 規則第14条の規定にかかわらず、規則第8条の規定による通知をもって、規則第14条の規定による支援金の額の確定通知に代えるものとする。

（交付決定の取消し及び返還命令）

- 第9条 市長は、規則第16条及び第17条の規定にかかわらず、支援金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは当該支援金の交付決定を取り消すとともに、令和7年度山形市移住支援金返還請求書（別記様式第9号）により、期限を定めて当該事由の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして山形県知事及び市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 次のいずれかに該当するとき 支援金の全額

ア 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

イ 規則第11条の規定に基づく求めに応じなかったとき。

ウ 申請の日から3年未満に市外に転出したとき。

エ 申請の日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞したとき（第3条第2号アに該当する者に限る。）。

オ 山形県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定が取り消されたとき。

- (2) 申請の日から3年以上5年以内に市外に転出したとき 支援金の半額

（帳簿の管理）

- 第10条 規則第19条に規定する帳簿及び証拠書類は、支援金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

都県名	条件不利地域
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村及び神川町
千葉県	銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町及び鋸南町
神奈川県	三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町及び清川村